

改正 令和 七年 一月三十一日規則第二号

千葉県職員倫理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県職員倫理条例（平成三十年千葉県条例第五十九号。第四条第三号及び第五条第一項第三号を除き、以下「条例」という。）第五条第一項の規定により職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者が定める管理職員等）

第二条 条例第二条第二項第五号の任命権者が定める職員は、次の各号に掲げる職にある職員その他知事が別に定める職員とする。

- 一 班長
- 二 出先機関の課長
- 三 支所長

（任命権者が定める部長級の職員）

第三条 条例第二条第三項第三号の任命権者が定める職員は、千葉県立保健医療大学の長とする。

（倫理行動規準）

第四条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる条例第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（利害関係者）

第五条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として知事が別に定める者を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）第二条第一号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四号イに掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象

となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び千葉県行政手続条例第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導（千葉県行政手続条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）として知事が別に定めるもの 当該事業を行っている事業者等

七 契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 任命権者を異にして異動した職員についての前項の規定の適用については、知事が別に定める。

4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第六条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限

る。 ) 。

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

- 3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第七条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（条例第十条第一項の倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第八条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第九条 職員は、他の職員の第六条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第六条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益その他これに相当するものとして知事が別に定める財産上の利益であることを知りながら、これらの利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、千葉県コンプライアンス委員会、任命権者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員（条例第二条第一項に規定する職員をいう。）が条例、この規則若しくは条例第五条第三項に規定する規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

- 3 条例第二条第二項に規定する管理職員等は、その管理し、又は監督する職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。

三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

四 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき。

五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき。

六 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

（講演等に関する規制）

第十一条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

（倫理監督者への相談）

第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第六条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第十三条 条例第六条第一項の任命権者が定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 条例第六条第一項第四号の任命権者が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 贈与等（条例第六条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係

三 条例第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠

四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）

五 条例第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

（報告書等の送付期限）

第十四条 条例第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

（贈与等報告書の閲覧）

第十五条 条例第九条第二項に規定する贈与等報告書（条例第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2 贈与等報告書の閲覧は、知事が指定する場所でこれをしなければならない。

3 前各項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定めるもの

とする。

（知事の責務）

第十六条 知事は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書、条例第七条第一項に規定する株取引等報告書及び条例第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの千葉県コンプライアンス委員会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員が条例又はこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、職員の倫理感の涵（かん）養及び保持に努めること。

（倫理監督者の責務等）

第十七条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの第七条第二項又は第十二条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
  - 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和七年一月三十一日規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をした場合における倫理監督者への届出については、改正後の千葉県職員倫理規則（以下「新規則」という。）第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 職員は、施行日以後に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をしようとする場合（新規則第十条各号に掲げる場合を除く。）には、施行日前においても、同条の規定の例により倫理監督者に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。